

第 1 5 回

農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和元年 8 月 2 9 日（木）

せたな町農業委員会

第 1 5 回せたな町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和元年 8 月 2 9 日（木） 午後 1 時 3 0 分 から 1 時 4 5 分

2. 開催場所 セタナ町役場 2 階 第 1 会議室

3. 出席委員（1 4 人）

会長	1 5 番	原	田	喜	博
会長職務代理者	1 4 番	大	口	賢	一
委員	1 番	阿	部	紹	子
	2 番	横	道	重	人
	3 番	森		正	勝
	4 番	水	野	幸	雄
	5 番	大	羽	孝	志
	6 番	小	島	敏	人
	7 番	玉	木	久	志
	9 番	日	置	和	彦
	1 0 番	本	井		治
	1 1 番	多	田	里	佐
	1 2 番	松	崎		豊
	1 3 番	弥	左	輝	彦

4. 欠席委員（ 1 人）

8 番 酒 井 誠 一

5. 議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議案第 1 号 農地転用事業変更承認申請について
（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）
- 第 4 議案第 2 号 現況証明願について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西	田	良	子
農地係長	小	池	秀	樹

7. 会議の概要

【開会宣言】

事務局長

ただいまより第15回せたな町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。

会長

皆さんどうも大変ご苦勞様でございました。

本日は案件が第2号議案まででございます。皆様方には慎重審議の程よろしくお願いいたしたいと思います。

事務局長

ありがとうございました。

8番の酒井委員から欠席の連絡がございました。只今の出席委員は14名で定足数に達しております。したがって、せたな町農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたしました。

せたな町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長となることから、会長に議事進行をお願いします。よろしくお願いいたします。

議長

はい。それでは直ちに会議に入りたいと思います。

【日程第1 会議録署名委員の指名について】

議長

「日程第1 会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会会議規則第13条の規定により、14番大口委員、1番阿部委員を指名いたします。

この指名は、第15回総会開会中といたします。

【日程第2 会期の決定について】

議長

「日程第2 会期の決定について」本日1日間とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認め、本日1日間と決定いたしました。

【日程第3 議案第1号 農地転用事業変更承認申請について（農業委員会等に関する法律第31条該当）】

議長

「日程第3 議案第1号 農地転用事業変更承認申請について（農業委員会等に関する法律第31条該当）」を議題といたします。

議長

農業委員会等に関する法律第31条に該当する内容でございます。議事

参与制限については退席義務は無く、当農業委員会においては発言権無しとすることで取り決めいたしておりますので、■■■■委員におかれましては発言権が無いということでご了承願いたいと思います。

議長

それでは事務局より説明願います。小池係長。

事務局

議案 1 ページをご覧ください。

議案第 1 号 農地転用事業変更承認申請について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）。

農地法第 5 条の規定により許可した農地について、農地転用事業計画変更承認申請があったので、別紙により内容審査の上可否を決定するものとする。令和元年 8 月 29 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 1 ページをご覧ください。

こちらは平成 30 年 11 月 26 日付け、平成 30 年第 4 号指令により許可を行った農地利用転用計画について、■■■■より事業計画変更承認申請の提出があったので、承認の可否につき審議するものでございます。

事務局

変更の理由につきましては、採取地の砂利層が思った以上に堅く、採取作業に支障をきたしている状態で、許可期間内に事業を終了することが不可能な為でございます。

事務局

番号 6 番。貸主が■■■■、■■■■さん。借主が■■■■、■■■■さん。転用の許可を受けようとする土地につきましては、■■■■、■■■■、地目は畑と原野、面積が合わせて■■■■㎡、転用の目的につきましては、砂利採取のための一時転用（埋戻整地）、面積が当初の計画では■■■■㎡、採取土量が■■■■㎡の計画でございましたが、変更後の計画では面積が■■■■㎡、採取土量が■■■■㎡となっております。

転用期間につきましても、平成 30 年 11 月 26 日から平成 31 年 8 月 31 日までとなっていたものを、平成 30 年 11 月 26 日から令和元年 11 月 19 日までと事業の延長を申請されております。

事務局

以上のことから事業計画変更承認申請につきましては、転用事業者の故意、過失がないこと、変更後の転用実施の確実性があることから事業計画変更承認の可否については承認できる内容であると考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第 1 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第4 議案第2号 土地現況証明願について】

議長

「日程第4 議案第2号 土地現況証明願について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案2ページをご覧ください。

議案第2号 土地現況証明願について。

別紙のとおり現況証明願出があったので、内容審査のうえ可否を決定するものとする。令和元年8月29日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料3ページをご覧ください。

番号10番。所在につきましては[]、公簿地目は田、現況は農地採草放牧地以外、面積が[]㎡、利用状況につきましては宅地となっております。願出理由は地目変更のためとなっております。所有者、願出者共に[]、[]さんでございます。

こちらにつきましては、2019年8月6日に[]会長、[]委員、[]委員に現地を目視で確認していただきまして農地以外であることを確認いただいております。

事務局

番号11番。所在につきましては[]、[]の2筆、公簿地目は田、現況は農地採草放牧地以外、面積が合わせまして[]㎡、利用状況につきましては農地以外となっております。願出理由は地目変更のためとなっております。所有者、願出者共に[]、[]さんでございます。

こちらにつきましては、2019年8月23日に[]代理、[]委員、[]委員に現地を目視で確認していただきまして農地以外であることを確認いただいております。

事務局

番号12番。所在につきましては[]、公簿地目は畑、現況は農地採草放牧地以外、面積が[]㎡、利用状況につきましては

雑種地となっております。願出理由は地目変更のためとなっております。所有者、願出者共に■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■さんでございます。

こちらにつきましては、2019年8月23日に■■■■代理、■■■■委員、■■■■委員に現地を目視で確認していただきまして農地以外であることを確認いただいております。以上でございます。

議長

はい、説明が終わりました。
議案第2号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

議長

以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第15回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。
大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 1 年 10 月 1 日

会議録署名委員

14番 大 口 賢 一

1番 阿 部 紹 子

議 長 原 田 喜 博